

富士見市訪問型サービス基準要綱

平成29年1月23日

告示第24号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第34条）

第5節 支援の方法に関する基準（第35条—第38条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準（第42条・第43条）

第4章 雑則（第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則（平成28年規則第49号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第16号。以下「実施要綱」という。）第3条第1号に規定する訪問型サービスを行う第一号事業者（以下「事業者」という。）の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、規則及び実施要綱において使用する用語の例による。

(訪問型サービスの一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問型サービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 訪問介護相当サービスは、介護予防を目的として、その利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、認知機能の低下等に伴う専門的な介護等を特に必要とする場合に提供するものとし、当該介護等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 訪問介護相当サービスを行う者（以下この章及び第4章において「訪問介護相当サービス事業者」という。）は、利用者の心身の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用の促進を図らなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 訪問介護相当サービス事業者が訪問介護相当サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同

じ。)の指定をあわせて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定値による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第27号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)に従事することができる。

5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由がなく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者に対して自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、包括等への連絡、適当な他の訪問型サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第12条 訪問介護相当サービス事業者は、ケアプラン（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、包括等との密接な連携に努めるとともに、当該ケアプランに沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る包括等に対する情報の提供及び包括等との連携に努めなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る包括等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに要する費用から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係る訪問介護相当サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第18条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第19条 事業所の訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第20条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及び訪問介護相当サービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 包括等に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席その他包括等との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他訪問介護相当サービスに必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第21条 訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対して適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、従業員等の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条 訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第25条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第21条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(秘密保持)

第26条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第27条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）及びケアプランの作成又は変更の際し、包括等の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等

(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に
対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求める
ことその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(包括等に対する利益供与の禁止)

第28条 訪問介護相当サービス事業者は、包括等又はその従業者に対し、利用者
に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の
財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第29条 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利
用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるた
めの窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の
内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第1
15条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求
め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し
て市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合において
は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善内
容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第30条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した
訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談
及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければなら
ない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と
同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、
当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行う
よう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る包括等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第32条 訪問介護相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第33条 訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (4) 第36条第1項に規定する訪問介護サービス計画
第5節 支援の方法に関する基準
(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第35条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定して計画的に行われなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、当該業務の一層の改善を図るため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して当該サービスの提供に当たらなければならない。
- 5 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。
- 6 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護サービス計画の作成)

第36条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービス提供を行う期間等を記載した訪問介護サービス計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。

- 2 前項の計画は、包括等が作成するケアプランの内容に沿って作成しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

(モニタリング)

第37条 サービス提供責任者は、計画に基づくサービスの提供の開始時から当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は当該利用者の状態、サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係るケアプランを作成した包括等に報告を、少なくとも1回は当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- 2 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した包括等に報告しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第38条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、ケアプランにおけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援又は他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第39条 訪問型サービスAは、介護予防を目的として、その利用者の居宅において、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助を提供するものとし、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第40条 訪問型サービスAを行う者（以下この章及び次章において「訪問型サービスA事業者」という。）が当該サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市が別に定める研修項目を修了したことにより認定を受けた者をいう。以下この条において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者の数に応じて必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、専ら訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 4 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第41条 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事すること

ができる。

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準

(介護等の総合的な提供)

第42条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、これらのうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(準用)

第43条 第7条から第38条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。

この場合において、第8条、第14条、第18条及び第19条中「訪問介護員等」とあるのは「第40条第1項に規定する従業者」と、第20条第3項中「第5条第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「第40条第2項に規定するサービス提供責任者」と、「訪問介護員等」とあるのは「第40条第1項に規定する従業者」と、第24条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「第40条第1項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第44条 訪問介護相当サービス事業者及び訪問型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 訪問介護相当サービス事業者及び訪問型サービスA事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第139号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の富士見市訪問型サービス基準要綱（以下「新要綱」という。）第21条第及び第32条（新要綱第43条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第21条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新要綱第32条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間における新要綱第23条（新要綱第43条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第23条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(訪問介護相当サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間における新要綱第24条第3項（新要綱第43条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第24条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。